

## 今月のお知らせ

10月4日(金)、5日(土)  
は社員旅行のため臨時休業  
となります。  
ご迷惑をおかけしますが  
よろしくお願ひします。

第 3 0 7 号  
令和元年9月1日  
税理士法人大嶋会計  
公認会計士・税理士  
大嶋良弘  
TEL 043-241-6121  
FAX 043-243-3430  
URL <http://www.osmk-ohb.co.jp>  
E-Mail [yohshima@osmk-ohb.co.jp](mailto:yohshima@osmk-ohb.co.jp)

あと4か月で今年も終わりになります。年を取るにつれて時間の進む感覚が早くなっています。皆様はいかがでしょう。

10月1日からは消費税増税、複数税率対応に取り組まなければなりません。

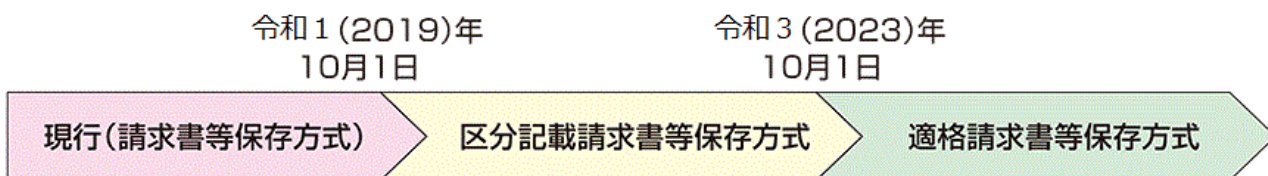
今回の消費税増税のポイントは、「適格請求書等保存方式」の導入による消費税制度の完成を目指すものです。

日本版インボイスと言われる「適格請求書等保存方式」により、免税事業者からの仕入れは消費税の税額控除が原則できなくなります。適格請求書等を発行できる事業者（インボイス発行事業者）でなければ、仕入れ税額控除の世界から排除されます。

課税事業者だけが税務署に登録することで、インボイス発行事業者となります。登録により発行される事業者番号をインボイス（適格請求書）に記載しなければなりません。

免税事業者も課税事業者選択届を税務署に提出して課税事業者になる必要があります。

## 仕入税額控除の方式のスケジュール



適格請求書とは

「売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるための書類」です。

注：申請書は令和3（2021）年10月1日から提出することが可能です。

適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号等はインターネットを通じて確認できます。

すべての経済取引をインターネットで補足するための仕組みの完成を目指していると考えています。

以上